

第 9 号議案

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

休暇名称等を見直すため、所要の改正を行うものであります。

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成11年3月府中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(特別休暇) 第14条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、子の看護等休暇、 <u>健康管理休暇</u> 、慶弔休暇、骨髓提供休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。	(特別休暇) 第14条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、子の看護等休暇、 <u>生理休暇</u> 、慶弔休暇、骨髓提供休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。
2 省 略	2 省 略

(府中市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、勤務時間等に関する条例第8条の2第1項の規定により承認された超勤代休時間及び休日（勤務時間等に関する条例第9条及び第10条の規定による休日並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間等に関する条例第12条から第14条までに規定する年次有給休暇、病気休暇及び<u>特別休暇（健康管理休暇については、市の規則で定める日数を限度とする。）</u>を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、勤務時間等に関する条例第8条の2第1項の規定により承認された超勤代休時間及び休日（勤務時間等に関する条例第9条及び第10条の規定による休日並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間等に関する条例第12条から第14条までに規定する年次有給休暇、病気休暇及び<u>特別休暇</u>を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
2 省 略	2 省 略

(府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和4年12月府中市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第21条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 年次有給休暇、病気休暇又は<u>特別休暇</u>（健康管理休暇に あつては、管理者が定める日数を限度とする。）を取得した 場合</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第21条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 年次有給休暇、病気休暇又は<u>特別休暇</u>を取得した場合</p> <p>(3) 省略</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。